



# 4.13%の仲裁裁定出される



83. 6. 6

No. 1357

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

## 即時完全実施にむけて闘おう



公共企業体等労働委員会は六月三日午後四時、三公社四現業に対する八三年新賃金について、加重平均で定昇込み四・一三％（八四六〇円）、国鉄は四・〇％（八三五六円）の仲裁裁定を行いました。

この裁定は政府・財界の圧力に屈した低額回答として極めて不満であり、当面即時完全実施にむけて闘おうではありませんか。



### 史上最低の賃上げ率

六月三日に出された賃上げ・仲裁裁定の内容は別紙の通りです。

八三新賃金獲得の闘いは、四月二十七日に組合側より公労委へ調停申請を出し、五月九日の第一回事情聴取から公労委における調停作業が開始されました。

しかし、五月十二日から十三日の調停委員会の中で「調停不調」となり、調停委員長見解も出せないまま、五月十七日の公労委決議によって仲裁に移され、六月三日、先に「非公式」に提示されていた調停委員長見解と同様の裁定が出されました。

この仲裁裁定は、公労委・石川会長が民間準

拠方式を継承した」としながらも、①五七年度の人事院勧告が凍結された ②大企業と中小企業の賃金格差が拡大傾向にあることを配慮したと説明し、今春闘での民間相場四・三六％を大幅に下回る、一九六四年に民間賃金準拠の原則が確立されて以来、最低の率を提示しています。

加えて、「赤字」の国鉄、林野に「経営合理化及び、生産性の向上に努め、国鉄再建によせる国民の期待に応えるよう要望する」と勧告しています。

こうした裁定は、公労委が政府・財界の賃金抑制の圧力に屈したものとわがざるを得ません。

### いまこそ職場に反発・

三里塚の闘いを構築しよう

政府・自民党は、昨年の仲裁裁定実施に際し、公労法の規定（労使双方が仲裁裁定に従わねばならない）を反古にし、越年させる暴挙を行いました。そして今春闘における、四・一三％という極めて低率の賃上げに對しても六月下旬の給与関係関係会議で取り扱いを検討し臨時国会で議決案件にする動向にあり、またしても政治問題化させ引きのばしを凶ろうとしています。

これは政府・自民党の臨調・行革攻撃の、環としての賃金抑制政策であります。

われわれは、仲裁裁定の即時完全実施にむけて、「動乗勤」改悪、59・2貨物合理化、「職場規律確立」をはじめめとする国鉄労働運動解体攻撃粉碎の闘いと三里塚二期阻止の闘いを結合させて全力で闘おうではありませんか。

三公社四現業のベース・アップ額（組合員）

区分	58年4月		ベース・アップ(1.27%+1,140円)		推計定昇額	合計	
	単純	加重	額	率		額	率
平均	207,956	204,738	3,781	1.82%	4,774	8,555	4.11%
国鉄	209,153		3,796	1.81%	4,560	8,356	4.00%
電電	200,057		3,681	1.84%	4,621	8,302	4.15%
専売	201,992		3,705	1.83%	4,727	8,432	4.17%
郵政	202,745		3,715	1.83%	5,028	8,743	4.31%
林野	226,582		4,018	1.77%	4,373	8,391	3.70%
印刷	206,803		3,766	1.82%	5,046	8,812	4.26%
造幣	208,359		3,786	1.82%	5,063	8,849	4.25%
(昨年のべア) (3.22%+2,690円)							
平均	198,479	194,616	9,081	4.58%	4,569	13,650	6.88%
均加重			8,957	4.60%	4,477	13,434	6.90%

(注) 1.推計定昇額は現行ベースに理論定昇率を乗じて得たものである。  
2.昨年の数値は、三公社五現業に関するものである。

